

行政組織の新設改廃状況報告書

令和3年1月18日から

同年10月3日まで

令和3年10月

第205回国会（臨時会）提出

行政組織の新設改廃状況報告

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第67条第1項、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）第18条第1項、復興庁設置法（平成23年法律第125号）第20条第1項及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第1項の規定に基づき、令和3年1月18日から令和3年10月3日までの間における主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況を次のとおり報告する。

I 内閣府設置法に基づくもの

1 内閣府本府

- (1) 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）の施行に伴い、政策統括官の職務から、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に関する事務、同法第78条第3項に規定する復興交付金の配分計画に関する事務及び同条第1項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務を削除した。

（令和3年4月1日）

（復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第300号））

- (2) 内閣府本府の所掌事務の的確な遂行を図るため、政策統括官1人を廃止した。

また、政策統括官の職務から、科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項、科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項、科学技術の振興に関する事項及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第5項に規定するものをいう。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項について、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務並びに科学技術基本計画（科学技術基本法（平成7年法律第130号）第9条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関する事務、科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事務、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成28年法律第43号）第3条第1項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関する事務、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第5項に規定するものをいう。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関する事務、匿名加工医療情報（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号）第2条第3項に規定するものをいう。）に関する施策に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）並びに原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関する

る事務（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）を削除した。

（令和3年4月1日）

（内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和3年政令第109号））

- (3) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）の施行に伴い、大臣官房の所掌事務に、同法の規定による特定公的給付の指定に関する事務を追加した。

（令和3年5月19日）

（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十六条第一項の政令で定める金額を定める政令（令和3年政令第154号））

- (4) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）の施行に伴い、大臣官房の所掌事務に、同法の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）を追加した。

（令和3年5月19日）

（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十四条の政令で定める金額を定める政令（令和3年政令第155号））

- (5) 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の一部の施行に伴い、大臣官房の所掌事務に、新技術等効果評価委員会の庶務に関する事務を追加した。

（令和3年6月16日）

（新技術等効果評価委員会令（令和3年政令第171号））

- (6) デジタル庁設置法の施行に伴い、大臣官房の所掌事務から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号及び同条第15項に規定する法人番号の利用に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定による特定公的給付の指定に関する事務並びに預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）を削除した。

（令和3年9月1日）

（デジタル庁設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第195号））

2 公正取引委員会

公正取引委員会の所掌事務の的確な遂行を図るため、審査局の所掌事務のうち、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第4章の規定に係る事件の審査（同法第12章に規定する手続による調査を除く。）に関する事務、同法第4章の規定に係る排除措置計画の認定に関する事務、同章の規定に係る排除措置命令に関する事務（官房の所掌に属するものを除く。）、同章の規定に係る告発並びに裁判所に対する緊急停止命令及びこれに関する供託に係る没取の申立て（いずれも同法第12章に規定する手続による調査に係るものを除く。）に関する事務、合併、共同新設分割、吸収分割又は共同株式移転の無効の訴えに関する事務並びに同法第4章の規定に係る排除措置計画の認定後及び同章の規定に係る排除措置命令の執行後の監査に関する事務を経済取引局に移行した。

（令和3年4月1日）

（公正取引委員会事務総局組織令及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第76号））

II デジタル庁設置法に基づくもの

デジタル庁

デジタル庁設置法の施行に伴い、統括官 4 人を設置した。

(令和 3 年 9 月 1 日)

(デジタル庁組織令 (令和 3 年政令第192号))

Ⅲ 復興庁設置法に基づくもの

復興庁

復興庁の所掌事務の的確な遂行を図るため、統括官 1 人を廃止した。

(令和 3 年 4 月 1 日)

(復興庁組織令の一部を改正する政令 (令和 3 年政令第 79 号))

IV 国家行政組織法に基づくもの

1 総務省

- (1) 総務省の所掌事務の的確な遂行を図るため、自治財政局の所掌事務の特例として、令和7年3月31日までの間、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に関する事務を追加するとともに、自治税務局の所掌事務の特例として、令和7年3月31日までの間、地方税及び特別法人事業税に関する事務を、地方税及び特別法人事業税に関する事務（自治財政局の所掌に属するものを除く。）に改めた。

（令和3年4月1日）

（総務省組織令の一部を改正する政令（令和3年政令第106号））

- (2) 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い、自治財政局の所掌事務の特例として行われる新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に関する事務の存続期限を令和9年3月31日まで延長するとともに、自治税務局の所掌事務の特例として、令和9年3月31日までの間、地方税及び特別法人事業税に関する事務を、地方税及び特別法人事業税に関する事務（自治財政局の所掌に属するものを除く。）に改めた。

（令和3年4月1日）

（地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号））

- (3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行に伴い、自治行政局の所掌事務の特例として、令和13年3月31日までの間、過疎地域（同法第2条第1項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務を追加した。

（令和3年4月1日）

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号））

- (4) デジタル庁設置法の施行に伴い、大臣官房の所掌事務から、番号利用法第21条第1項の規定による情報提供ネットワークシステム（番号利用法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）の設置及び管理に関する事務を削除し、行政管理局の所掌事務から、行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関する事務を削除した。

また、行政評価局の所掌事務のうち、政策評価（国家行政組織法第2条第2項及び内閣府設置法第5条第2項の規定による評価をいう。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価（国家行政組織法第2条第2項及び内閣府設置法第5条第2項の規定による評価をいう。）に関する各府省の事務の総括に関する事務を、政策評価（国家行政組織法第2条第2項、内閣府設置法第5条第2項及びデジタル庁設置法第5条第2項の規定による評価をいう。以下同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関する事務に改めるとともに、同局の所掌事務に、デジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な

評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う事務を追加した。

また、自治行政局の所掌事務のうち、番号利用法第7条の規定による個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）の指定及び通知並びに番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カードに関する事務を、同条第5項に規定する個人番号の指定及び通知並びに同条第7項に規定する個人番号カードの発行、交付及び管理に関する事務に改めるとともに、同局の所掌事務に、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び同法第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書の発行及び管理に関する事務を追加した。

また、政策評価審議会の所掌事務に、デジタル庁の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項を調査審議する事務を追加した。

（令和3年9月1日）

（デジタル庁設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第195号））

2 法務省

法務省の所掌事務の的確な遂行を図るため、法務総合研究所の所掌事務のうち、法務省の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対して、職務上必要な研修を行う事務を、法務省の職員（矯正の事務に従事する職員並びに出入国在留管理庁及び公安調査庁の職員を除く。）に対して、職務上必要な研修を行う事務に改めた。

また、出入国在留管理庁出入国管理部の所掌事務のうち、日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関する事務（政策課の所掌に属するものを除く。）を、日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関する事務（総務課及び政策課の所掌に属するものを除く。）に改めた。

（令和3年4月1日）

（法務省組織令の一部を改正する政令（令和3年政令第78号））

3 文部科学省

- (1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）の施行に伴い、中央教育審議会の所掌事務に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4第3項の規定に基づきその権限に属させられた事項の処理に関する事務を追加した。

（令和3年4月1日）

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用す

る労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令（令和元年政令第198号））

- (2) 文部科学省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房及び大臣官房文教施設企画・防災部の所掌事務に、公立の社会教育施設の整備（災害復旧に係るものに限る。）のための補助に関する事務並びに私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（学校施設の災害復旧に係るものに限る。）に関する事務を追加するとともに、総合教育政策局、初等中等教育局及び高等教育局の所掌事務について所要の規定整備を行った。

また、科学技術・学術政策局の所掌事務のうち、科学技術の振興に関する年次報告に関する事務を、科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告に関する事務に改めた。

（令和3年4月1日）

（文部科学省組織令の一部を改正する政令（令和3年政令第80号））

- (3) 文部科学省の所掌事務の的確な遂行を図るため、科学技術・学術政策局の所掌事務のうち、基盤的研究開発（科学技術に関する共通的な研究開発（二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。）、科学技術に関する研究開発で関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの並びに科学技術に関する研究開発で多数部門の協力を要する総合的なもの（他の府省の所掌に係るものを除く。）をいう。）に関する事務（研究開発局の所掌に属するものを除く。）、放射線の利用に関する研究開発に関する事務、放射性同位元素の利用の推進に関する事務並びに国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の組織及び運営一般に関する事務を研究振興局に移行するとともに、科学技術・学術政策局の所掌事務に、成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成7年法律第130号）第2条第1項に規定するイノベーションの創出をいう。）をもたらす可能性のある研究開発を推進する観点からの文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発の実施の調整に関する事務を追加した。

また、研究振興局の所掌事務のうち、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関する事務（研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）に関する事務のうち情報システムに係るもの並びに研究開発に関する情報処理の高度化及び情報の流通の促進に関するものを除く。）及び文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものの実施の調整に関する事務を科学技術・学術政策局に移行するとともに、研究振興局の所掌事務に、国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）第23条第5号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附随する業務に関する事務を追加した。

また、高等教育局の所掌事務のうち、生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）

の奨学に関する事務を初等中等教育局に移行し、高等教育局の所掌事務の特例として、当分の間、独立行政法人日本学生支援機構の行う独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）附則第14条第1項に規定する業務に関する事務を追加するとともに、初等中等教育局の所掌事務の特例として、当分の間、生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関する事務を、生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関する事務（高等教育局の所掌に属するものを除く。）に改めた。

（令和3年10月1日）

（文部科学省組織令の一部を改正する政令（令和3年政令第259号））

4 農林水産省

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、農村振興局及び同局農村政策部の所掌事務の特例として、令和13年3月31日までの間、過疎地域（同法第2条第1項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務を追加した。

（令和3年4月1日）

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号））

- (2) 農林水産省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房国際部、食料産業局、生産局、同局農産部、同局畜産部及び政策統括官1人を廃止し、大臣官房新事業・食品産業部、輸出・国際局、農産局、同局農産政策部及び畜産局を設置した。

また、大臣官房の所掌事務について所要の規定整備を行った。

（令和3年7月1日）

（農林水産省組織令の一部を改正する政令（令和3年政令第176号））

- (3) 農林水産省の所掌事務の的確な遂行を図るため、農村振興局及び同局農村政策部の所掌事務に、農林水産業における障害者の能力の活用の促進に関する事務及び農山漁村における障害者の福祉の向上に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関する事務を追加した。

（令和3年10月1日）

（農林水産省組織令の一部を改正する政令（令和3年政令第249号））

5 経済産業省

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、中小企業庁経営支援部の所掌事務のうち、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の施行に関する事務（事業環境部の所掌に属するものを除く。）を、同法の施行に関する事務（経済産業政策局及び事業環境部の所掌に属するものを除く。）に改めた。

（令和3年8月2日）

（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和3年政令第219号））

6 国土交通省

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国土政策局の所掌事務の特例として、令和13年3月31日までの間、過疎地域（同法第2条第1項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務を追加した。

（令和3年4月1日）

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号））

- (2) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の一部の施行に伴い、都市局の所掌事務のうち、災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関する事務を、防災のための住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関する事務に改めた。

（令和3年7月15日）

（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和3年政令第205号））

7 環境省

環境省の所掌事務の的確な遂行を図るため、地球環境局の所掌事務のうち、環境省の所掌事務に係る海外に対する広報に関する事務を大臣官房に移行した。

（令和3年4月1日）

（環境省組織令の一部を改正する政令（令和3年政令第57号））

8 防衛省

- (1) 防衛省の所掌事務の的確な遂行を図るため、防衛装備庁電子装備研究所及び先進技術推進センターを廃止し、同庁に次世代装備研究所を設置した。

また、同庁技術戦略部の所掌事務並びに同庁航空装備研究所、陸上装備研究所及び艦艇装備研究所の所掌業務について所要の規定整備を行った。

（令和3年4月1日）

（防衛省組織令等の一部を改正する政令（令和3年政令第81号））

- (2) 防衛省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房の所掌事務のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関する事務並びに防衛施設中央審議会の庶務に関する事務（防衛省の職員の任免、給与、分限その他の人事に関するものを除く。）を地方協力局に移行するとともに、同局の所掌事務に、防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務並びに防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する事務の総括に関する事務を追加した。

（令和3年7月1日）

(防衛省組織令等の一部を改正する政令（令和3年政令第189号））